

令和元年分 町県民税・所得税の申告を忘れずに



申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)※土・日・祝日を除く。
受付番号札配布 午前8時～正午、午後1時～午後4時
相談受付 午前8時30分～正午、午後1時～
受付会場 役場2階 第2会議室

申告は期限内に行ってください

所得税・町県民税（住民税）の申告は、町県民税や国民健康保険税の基礎になるものです。申告しないと、国民健康保険税等の軽減措置が受けられなくなったり、所得証明書等の各種証明書の発行ができない場合があります。忘れずに期限内に申告してください。

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、本町に住所がある方で前年中に次の所得があった方
- 給与収入が2千万円を超える方
- 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- 給与所得者でその他の収入があった方
- 退職し、年末調整等を行っていない方
- 遺族年金や障害年金等の非課税年金のみを受給していた方
- 公的年金受給者で社会保険料等の控除を受ける方やほかの収入があった方
- 収入がなかった方
- 町外に住所がある方の扶養になっっている方
- 医療費控除などの各種控除を受けようとする方

など

収支内訳書などの事前作成にご協力を願います

営業、農業、不動産所得のある方は、収支内訳書の作成が必要となります。確定申告受付会場は大変混み合いますので、混雑緩和のため、収支内訳書の事前作成にご協力をお願いします。

【農業所得事前相談会】

農業所得のある方を対象に収支内訳書の作成事前相談会を次のとおり開催します。

- ・2月6日(木)、7日(金)
午前9時～午後6時
- ・2月8日(土)
午前9時～午前11時

また、医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」の作成が必要です。明細書は、役場③窓口や国税庁ホームページからダウンロード可能ですので、明細書の事前作成にご協力をお願いします。

○お問い合わせ

- ・町県民税課 税務G
☎(84)1966 (直通)
- ・古河税務署
☎(32)4161 (代表)

申告受付日程表

月/日	曜日	受付対象行政区	月/日	曜日	受付対象行政区
2/17	月	元栗橋	3/3	火	元栗橋
2/18	火	川妻	3/4	水	川妻
		大福田			大福田
2/19	水	小手指	3/5	木	小手指
		山王山			山王山
2/20	木	堀之内	3/6	金	堀之内
		冬木			冬木
2/21	金	新幸谷	3/9	月	新幸谷
		小福田			小福田
2/25	火	山王	3/10	火	山王山
		両新田			両新田
		土与部			土与部
2/26	水	江川	3/11	水	江川
		幸主			幸主
2/27	木	原宿台	3/12	木	原宿台
2/28	金	指定なし	3/13	金	指定なし
3/2	月	指定なし	3/16	月	指定なし

- ◆指定日に申告できない場合は、必ず期間内に申告をしてください。
- ◆太枠で囲まれている日は、税理士が1名来庁予定です。

◇「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページから確定申告書を作成できます！

画面の案内に従って入力すると、税額などは自動計算されます。作成した確定申告書等は、下記の方法で提出することができます。

- ・印刷して郵送等
- ・e-Tax（イータックス）にて電子送信

◇いつでもどこでもスマホで申告

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業等の雑所得がある方など「スマホ専用画面」の範囲が広がりました。

スマホ専用画面は、スマホやタブレット画面が見やすく操作しやすくなっています。

